

平成24年7月24日

国土交通省直轄事業における公共事業の
品質確保の促進に関する懇談会

参考 5-2

総合評価落札方式の改善(案)

一般競争の拡大、投資減少に伴う競争圧力の増大による公共工事の品質に対する懸念

民間の技術力活用による効率的な事業執行の必要性

品確法の成立、総合評価落札方式の適用拡大

競争参加者の増加

技術提案を
求める工事
の拡大

透明性確保
のための技術
提案採否
の通知

高度技術提案型の
低い適用率

手持ち工事量や
地域貢献の評
価要望による評
価項目の複雑
化

技術提案・審査に係る
競争参加者・発注者の負担増

民間の技術力活用
の理念からのかい離

品質確保の理念
からのかい離

技術的な対応を図ってきたものの、根本的な解決に至らず、
競争参加者・発注者の負担増、総合評価の理念(品質確保、民間の技術力活用)からのかい離

基本に立ち返った議論が必要

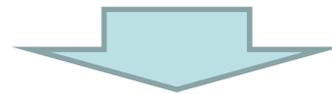
総合評価落札方式の課題

- ①技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担増大
- ②品質確保の理念からのかい離
- ③民間の技術力活用の理念からのかい離

総合評価落札方式の目的

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
平成17年8月26日 閣議決定 抜粋

○公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要**である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、**落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とする**ことが原則である。



総合評価落札方式の改善の方針

建設業許可、競争参加資格審査、競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと

- ①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ②施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

総合評価落札方式適用の見直し(二極化)(案)

現状	簡易型	標準型	高度技術提案型				
	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	高度技術提案型適用対象工 事であるが、標準型を適用 している工事	<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</td> <td>有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合</td> <td>通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合</td> </tr> </table>	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合		通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合			
	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案		<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等に係る提案</td> <td>施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案</td> </tr> </table>	高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
	高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案					
点数化して評価							
必要に応じ実施							
設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成		技術提案に基づき予定価格を作成					
	II型	I型	III型 II型 I型				



見直し案	施工能力評価型(仮称)		技術提案評価型(仮称)			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
	実績で評価	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
	実績で評価	可・不可の二段階で評価	点数化			
	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須		
実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2			
標準案に基づき作成	標準案に基づき作成	標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成			
II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型	

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
 ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する